福島のぶゆき国会日誌

三期目は外交政策にも超党派で取り組んでいます!!

＜人権外交議連　林官房長官申し入れ＞

8 日、人権外交を超党派で考える議員連盟の役員として、林芳正官房長官に２つの声明を申し入れいたしました。

一つ目は、2 月 1 日に複数の自動車メーカーが中国のウイグル自治区での強制労働によって作られたアルミニウムを含む部品を使っている可能性が指摘されたことについて。

人権デューデリジェンス（確認手続き）を法制化しないと、人権に反するサプライチェーンで生産された製品が、欧米の市場から締め出される可能性があります。日本企業の対応が急務なのです。

二つ目は、1 月 2 日に香港で民主活動家の黎智英氏が、国家安全維持法違反で起訴されたことに関して。起訴状では、前衆議院議員の菅野（当時は山尾）志桜里氏が共謀者として名指しされています。国会議員当時の言動を刑事裁判の対象とすることは、人権弾圧であり主権侵害でもあります。

日本政府は、こうした国際法を無視した蛮行に対して非難声明を出すとともに、刑事共助条約に基づく協力を拒否することを言明すべきことなどを申し入れしました。

＜パレスチナ友好議員連盟緊急提言　上川外相へ＞

7 日、日本パレスチナ友好議員連盟の役員として、上川陽子外務大臣に「ガザ地区の停戦実現と人道支援を求める緊急提言」を申し入れてまいりました。

緊急提言では、 ①ラファへの軍事攻撃を回避するようイスラエルに求めること ②持続可能な停戦に向けて外交努力を粘り強く積極的に継続すること ③UNRWA（国連パレスチナ難民救済事業機関）への支援再開と人道支援を実施すること ④「二国家解決」の実現に向けて積極的に貢献すること の 4 点を、超党派で政府に求めています。

私からは、上川大臣に、イスラエル国内でも世論は一つではないこと、日本の行動をアラブ社会などが注目していることを認識して、主体性を持った日本外交をやってほしいと申し上げました。

＜ガザの現状の悲惨さをヒアリング＞

6 日、「超党派人間の安全保障外交の推進を考える議員有志の勉強会」で、国境なき医師団日本会長の中嶋優子先生から、昨年 11 月から 12 月にパレスチナ・ガザ地区での医療支援活動の報告を受けました。

世界各地の紛争地域で医療支援に当たった百戦錬磨の中嶋先生でも、派遣を終えて心身に重いダメージを受けたと語っていました。「戦争のもたらす圧倒的な破壊の前に、人道援助はあまりにも無力」という言葉は、あまりにも重いものです。

石破茂衆議院議員から、自民党も与党としてこの問題をしっかりと取り上げると頼もしい発言をいただきました。この勉強会も、今後超党派の議連として、政府に対してしっかりと物申していきたいと思います。

衆議院議員 福島伸享事務所【国会事務所】〒100-8982　東京都千代田区永田町 2-1-2　衆議院第二議員会館 419 号　☎ 03 - 3508 - 7262